

い。また、必要に応じて、メモをとることの意図を話す。クライエントの了解をえるようにするのがよい。生活保護ケースの面接は、大体それにある。また治療面接や感情的に不安定なクライエントの場合の面接は、メモをとらず自由に面接をすすめ、面接終了後なるべく早く、記憶のままに、記録かメモをとっておくようになるとよい。

13 クライエントとの間にラボールがでている場合であれば、面接過程で生ずる沈黙は、きほど気にするにとては当たらない。静かに受容の態度でクライエントを見守ることが大切である。

14 ケースワーク過程が進展するに伴なって、クライエントがワーカーに対して、個人的ないし社会的質問をしがくてくる場合がある。そのようなときワーカーはそれにまきこまれて自分の意見を見長々とのべたりしないよう気をつけれること。こういう場合、むしろ率直で簡單な返事をして、その質問をそのままクライエントに返してやり、クライエント自身にそのことについて話す道を開いてやることが効果的である。

15 「はい」とか「いいえ」だけで答えられる質問、つまり、その中に答えるべきことについての暗示を含む質問は、クライエントが自分自身の意見や考え方を自由にのべる機会を封ふることになりやすいから、あまりしないようにすること。

16 てしばづかいいは、都會と農村、下町と山手その地域の性格に応じて、おのずから色合の相違はあるかもしれないが、常にクライエントに対する誠意と尊敬と理解から発することばづかいであるように心がけろこと。

面接終了時に聞ける注意

1 クライエントが疲れたり、あきたりしないうちは、適当な潮時を見はからって終結をはかるよう配慮すること。

2 クライエントに、みずから自分の問題を処理しようという積極的な気持が見えた時や、明るい語調が出てそれが一段落ついた時などは、終結へと導くよい機会である。

3 面接の最初に、あらかじめ時間を限定して、約束の時間が近づいたら終結へと導くようにするのも一法である。特に話がとおくとりどめもなくなりやすいクライエントの場合には、この方法が効果的である。

4 そのワーカーと面接してよかっただいう気持をクライエントに与えるような終り方をするよう心がけろこと。

5 もっとも、クライエントに過大な期待を抱かせるような元気づけをするのはいけない。ワーカーの責任においてできることを率直にのべ、きし当たりとるべき行動についての示唆を與えたり、勇気つけをすることが大切である。

6 自己中心法
自己中心法
相手中心法
相手の考えについていき、相手中心で答を引き出す法。相槌を打つだけで面接が展開するところがあり、こういうときは話しがそれないうちに抱たけを取ればよい。面接員の態度の問題でもある。

堀川直義著「取材の仕方」(日経出版社内報センター) p.178以下要旨
質問の仕方を分類すると、次の6つの型がある。

(1) 自由型 それは何色ですか。(答える方は何色と答えるかは完全に任せている)

(2) 半自由型 それは赤でしたか。赤でなければ何色ですか。(3)の肯定型との中間をいく質問の仕方である)

(3) 肯定型 それは赤でしたか。(赤であることを期待した聞き方)

(4) 否定型 それは赤ではありませんね。(赤ではないとの期待感がある)

(5) 選択型 その色は、白ですか、青ですか、赤ですか。(いくつかを並べて、そのうちのどれですかという聞き方。自由型で質問したのでは、なかなか答えが返ってこないであろとういうときに使われる)

(6) 強制型 その赤は深紅でしたか、桃色でしたか。(いずれにしても「赤」であることになってしまうような、強制的な質問。裁判では、説得問題として否定される)ではどのような型の質問が最も現実を引き出しますか。調査の結果は次の順であつた。

①肯定型、②選択型、③自由型、④半自動型

面接の展開の仕方

面接の展開の仕方、手法には、次の18通りがある。(それそれぞれ数派手と呼ぶ番号との間は、対応関係になっている)対象者と場に応じて、これらの型を選用すると効果的である。しかし、手法の底にあるもの「対象者への深い関心」が何よりも大切である。

1 自由型

2 一問一答法
自由型の反対で、細かく、一問一答式に質問し、具体的に考えやすくする。尋問法ともいう。

3 非指示法

本人にその気を起させて、自然的に面接を進ませる方法。4のように一つ一つ手をとらず、何かあった場合は手添えてやる。ガウンセリングの方法としてすぐれている。

4 指示法
幼児の手を引いて階段を上るときのように、一つ一つ説教して面接を進めめる。

5 相手中心法

相手の考えについていき、相手中心で答を引き出す法。相槌を打つだけで面接が展開するところがあり、こういうときは話しがそれないうちに抱たけを取ればよい。面接員の態度の問題でもある。

れている。また、社会福祉、公衆衛生各法の充実など他制度との関連で生じる保護の果たすべき役割も変化を遂げつつある。とくに最近の経済成長に伴う雇用機会の増大、賃金の上昇といった要因が稼動能力のある被保護階層に好影響を与える。被保護世帯から自立していくことになり、被保護階層の大半は老人、母子、障害者、傷病者など稼働能力のない世帯占められるようになつた。このような被保護世帯の質的変化といき生活保護制度の直面している新しい事態に対し、被保護世帯の適正な待遇を確保するため積極的に対応していくことが求められているのである。従って、次前に述べるような要領に基づき、迅速、的確な事務処理が行なわれるること及び必要に即して適切なケースワーク活動が行なわることが生活保護法の目的達成のために重要なことを理解し、福音事務所の組織的、能率的な運営が確保されるよう努力しなければならない。

第2節 職員の職務内容

1 面接相談員
福音事務所に相談をもちこんでくる人の多くは、日々の窮屈と困難に心身ともに疲れ、生活意欲が低下している者であるので、これらの人々に希望と更生への意欲をふるいおこさせるような態度をもつて接することが必要である。したがって面接者は、ケースワークの原理、原則を体得した上で対象者のもつ問題を個別化してとらえ、適切な助言、指導を行なうことが要請されている。

(1) 面接業務の内容

ア 面接は面接室で行ない、対象者の主訴をきき、保護階層を要すると思われる者については、世帯員の状況、収入、資産状況等対象者の生活状況を聴取し、対象者にとって何が必要であるかを把握する。
保護組織中の者に対しては、受持ちの現業員が相談に応ずることが合理的であるが、当該担当者不在のときは、面接相談員が面接相談にあたることになる。

イ 保護申請意思を有する者に対する法の趣旨、受給要件、手続、被保護者としての権利および義務等について判りやすく懇切に説明する。
ウ 保護申請意思を確かめたうえは、申請用紙を交付するとともに、その記載要領を説明する。対象者が筆記能力に欠ける場合は、代筆してやり、それを読みきかせたうえで押印させる等申請について援助を行なう。

なお、申請に伴つて多くの場合関係書類の提出が必要となるが申請事項に応じてこれら必要な手続書類の説明を行なつて書類の交付を行なう等の援助を行なう。

エ 面接相談員は対象者から申請書を受けとった場合は、これを総務課(文書受付担当者)に回付する。

オ 申請書を提出した者については、現業員と訪問調査の予定日時を打合せたうえ、これを申請者に伝えるとともに、申請者がそれまで持えておくべき書類等がある場合はこれを用意するよう指導することとする。

- (2) 事務処理要領(手順)
- ア 面接、相談した内容は面接記録票にその要点を整理して記載する。

イ 記載が済んだ面接記録票は、査察指導員に提出するとともに、重要な点については口頭で説明を行なう(面接記録票は査察指導員のところで保管され、後に文書事務担当者が配布される申請書とともに現業員に渡されることになる)。

2 事務職員(文書係員)

(1) 文書の收受
保護申請書については、保護申請受理等に登載することで、重ねて一般文書收受簿へ登載する必要はないであろう。
なお、要保護者等から提出される取入申告書または扶養義務者からの扶養能力についての回答文書等が受印も押されずに現業員の机の引出しの中に保管されているようなことがままあるが、保護決定上重要な根拠資料である

- これらの文書は、到達日を明らかにしておく必要があるので、必ず受付を行なって処理する必要がある。
- (2) 文書の施行
- 保護の決定関係通知書は、保護決定調書（後出）の決裁内容から净書することとなるが、記入事項が複雑であるところから、誤記入脱落がないよう細心の注意を払うことが必要である。
- 保護の決定関係の通知書、法第27条第1項の規定による指導指示通知書、法第28条第1項の規定による検診命令通知書等施利義務に關する重要文書については、公文書としての真実性を示すものとして、公印とともに契印を必ず押印しなければならない。
- 発送文書として完成した文書は、文書件名簿（あるいは文書整理簿）に必要な事項を登載し、郵送、または便送によって発送する。
- 発送後、決裁文書の所定欄に施行月日を記入し、発送責任者が発送欄に認印した後原譲を主務係に返す。
- (3) 事務処理要領（手順）
- ア 保護申請書は、面接相談員から回付されるもの、本人から直接提出されるもの、町村を経由して送達される（都部事務所の場合）ものとがあるが、文書係員は申請書を受け取った場合は、申請書に受付印（受理年月日印）を押し、その余白に、申請受理番号を記入するとともに、「保護申請受理簿」に登載する。
- イ 保護申請書を监察指導員に配布し、保護申請受理簿に受領印をとる。
- ウ 保護の決定があつたケースについては、保護決定調書に決裁月日を記入、保護申請受理簿を整理する。
- エ 新たに保護の開始が決定されたケースについては、ケース番号を確定し、ケース番号登載簿を整理する。
- オ 保護の決定関係通知書（保護決定通知書、保護申請却下決定通知書、保護停止・停止決定通知書を含む）を作成し、公印および契印押捺のうえ、これを被保護者に交付する。

この場合、保護の決定関係通知書は、控えとして保存する当該通知書の写と契印をとり、写はそれぞれのケースファイルに綴じこむことなく、文書係において文書番号順に編てつして保存することが能率的であろう。

力 文書処理手続を了した決裁原譲は、起案者に回付する。

なお、決裁原譲が保護決定調書であつて、保護費支給事務、医療扶助事務および統計事務に關する処理を必要とするケースでは、文書係員から経理事務担当者に回付され保護金品支給台帳に所要事項が記載され次ぎに医療事務担当者において医療扶助台帳の記載がなされ、さらに統計担当者に回付される。統計担当者は統計カードの作成、補正を行なう。これ一連の事務処理がなされた決裁原譲は、総務係長に回付される。

総務係長は、以上の事務の流れを通して事務が適正に処理されているかどうかを最終的に検討したうえ、認印を押して現業員に返還することとなる。

3 現業員

現業員は、监察指導員の指導監督のもとに、保護の決定実施面においては、保護の要否および程度を判定するため調査、決定手続、被保護者の生活指導等をわめて重要な役割をなすものであり、福祉事務所における活動の中核体である。

現業員は、このような使命を体し、社会福祉行政の理念、公的扶助運営等の正しいあり方を身につけ、かつ、社会的に弱い人々の自立更生に奉仕するという至純な情熱と積極的な意欲をもつて、それぞれの要保護者の個別の需要とその人間性、行動、欲求等の特性をも正しく理解し、公的扶助施策がその本来の主旨に沿って十分な機能を果たしうるよう積極的な実践活動をしなければならない。

しかして現業員には、生活保護事務の報扱いにおいて、有能なケースワーカーとしての資質とならんで周到ち密、かつ、迅速、適確に業務を処理する能力をもつ事務取扱者としての資質が要求されている。

- (1) 保護の要否確認と措置決定上の留意点
- 保護は、法令および取扱指針の示すところにより適法に、かつ合理的な手続によって行なわなければならない。そのためには、保護の受給要件に関する調査とこれに基づいて行なう決定手続について、次に掲げる点に十分留意する必要がある。
- ア 保護の要否および措置の決定に必要とされる確かな事実と証拠をつかむべく把握しなければならない。
 - イ 調査によって集めた情報、資料につき慎重な検討を行い、資料と生活事実との相互関係およびその意味合いを吟味し要保護者の需要を正確に測定すること。
 - ウ 情報、資料は、定められた様式と手続により重要度を考慮して論理的、系統的に集録する。
 - エ 要保護者の需要に即して適法な措置を迅速にとること。
- (2) ケース処遇上の留意点
- ケースの処遇にあたっては、経済的困難を軽減するために給付を単に事務的に行なうというだけにとどまらず、要保護者の感情、欲求等情緒的な側面についても常に同心を払い、その精神的安定と自主独立に貢献するよう配慮をもつて取扱うことが要請される。個々のケースの取扱い過程で留意すべき点は第4節で述べることとする。
- (3) 現業員の業務
- 現業員は、保護の申請があった場合はもとより保護を継続する過程において大別して次のようないわものである。
- ア 保護世帯について、保護の要否（継続の要否）、程度および方法の決定に関する事実と証拠を調査すること。
 - イ 調査に基づいて、保護決定手続に必要な事務処理を行なうこと。
 - ウ 対象ケースに対して指導助言および必要な便宜を供与すること。これら業務の具体的な進め方については4節において詳述することとする。

- (4) 事務処理鏡要（手順）
- ア 査察指導員から割当てをうけた申請ケースを検討し、既定の訪問計画を調整のうえ調査方針、調査方法を研究する。
- イ 調査上またはケース処遇上問題をもっていると思われるケースについては、査察指導員の援助をうけるなどして研究する。
- ウ 実地調査は出張命令をより、必要に応じて関係先（要保護者の就労先、医療機関等）についても行なうこと。
- オ 調査結果はケース記録に記録し、これによつて役命を果たす。
- カ 集めた情報、資料について、事実関係を分析、評価し、整理する。この過程において必要に応じ査察指導員の助言をうける。
- キ 整理された資料に基づき、保護の要否の判定を行ない、保護を要するものについては、処遇方針を決定し、保護の種類、程度、方法を認定し、保護決定調書を作成する。
- ク 保護決定関係調書をケースファイルに整理編てつし、これを決裁原稿として査察指導員に提出する。
- ケ 決裁が終つて戻ってきたケースファイルの内容を点検したうえ、ケース保管庫に収納する。

4 査察指導員

- 査察指導の方法には定まった型といふものはないが、査察指導員が生活保護業務について行なうべき業務のうち主なものをおあげると次のようなものである。
- (1) 査察指導業務の内容
- ア 保護状況等管内における行政事情及び問題事項を常に把握して事態に即した現業活動の実施方針を策定すること。
 - イ 事務処理過程の分析を行ない、一連の手続きを構成している単位業務を秩序立て、簡素化、標準化して能率的業務処理方式の確立に努めること。

ウ 現業員の手続過程における審査を十分に行ない、形式および内容の適確性を期すること。

エ 現業員に対し、ケース取扱上の助言、指導を適切に行って被保護者の処遇を適正ならめること。その場合特に要保護者の資産等の活用および他法、他制度の活用に十分留意した指導を行なうこと。

オ 社会資源、関係機関との連絡調整に配慮して現業機能の向上に努めること。

(2) 事務処理要領（手順）

ア 文書係員から保護申請書を受領し、保護申請受理簿に受領印を押印する。

イ 保護申請書および回付された面接記録票により、申請ケースの審査検討を行なう。

ウ 審査を了したケースを現業員に交付し保護申請受理簿に受領印をとる。保護申請受理簿は文書係員に返却する。

エ 申請ケースについて、調査、処遇上必要な指導を行なう。

オ 交付したケースの処理状況を常に観察し、処理過程においても必要な指示、指導をする。なお、重要な事項についてはその都度上司に報告する。

カ 現業員から提出された決定手続書類を審査検討する。必要に応じて現業員と個別協議する。なお措置判断が困難なケースについては、判定会議に付して処理方針を決定することが望ましい。

キ 審査をしたものには、所定の箇所に承認印を押印して、上司（課長又は所長）に提出する。

ク 保護継続ケースについて取扱経過および処遇上の問題点を記録し、指導監督に役立てるため、查察指導（記録）表を整備する。

ケ 常に現業員の訪問活動を把握し、監督するため訪問計画表を管理する。

コ 保護申請の処遇状況を把握するため、保護申請受理簿（文書係保管）を検討する。

5 医療事務担当者

医療事務担当者は、医療扶助の決定、実施にあたり查察指導員、現業員および嘱託医による組織的連携体制の総括的な補助者としての職務を担うものである。

したがって、福祉事務所において医療扶助の運営を適正円滑に進めようとして医療事務担当者の果たす役割は大きい。

医療扶助担当者は、事務所の規模、組織に応じて、いかにすれば能率的な医療扶助の運営ができるかという点に留意して事務処理にあたり常に創意と工夫を加える態度が必要である。

医療事務担当者の行なうべき業務のうち、主なものをあげると次のようなものである。

- (1) 現業員、嘱託医等がその職務を行なう際これに協力し、問題点を明確にするため資料を整備すること
- (2) 医療扶助に関連した一般的な事項について、医療機関、管内町村等に対する連絡
- (3) 各給付要否意見書の交付およびその受理型
- (4) 傷病届の受理およびそれに基づく医療券の交付
- (5) 診療（総統）要否会見書の内容検討およびそれに基づく医療券の作成、交付
- (6) 診療報酬請求明細書の検討（過誤請求等の発見）
- (7) 医療扶助関係統計の作成

6 嘴 託 医

嘱託医は、医療扶助の決定実施において、福祉事務所長、查察指導員、現業員等に対してその協調に応じ、あるいは本法による医療扶助を現実に給付する指定医療機関等に対して、実施機関側の意思を疎通させて医療扶助による診療が円滑に行なわれるよう相互協力体制をつくりあげる等援助者として機能する

ことが期待されている。昭和医の行なうべき職務内容は次のとおりである。

- (1) 指定医療機関と福祉事務所との協力化を行なうこと。
医療扶助は、各指定医療機関がこれを正しく理解し、個々について具体的に行なわれる医療給付が保護の実施機関と指定医療機関が共通の考え方によって行なわれる必要がある。このためには、保護の実施機関とその地域における各指定医療機関との間に有機的な結合があり、信頼関係による医療扶助実施上の協力体制が確立されなければならないので、医療扶助が円滑に実施できるよう相互のハイブリッドとしての機能を果たすことが必要である。
- (2) 査察指導員、現業員からの問題提起に応え、必要な助言、指導を行なうこと。
- (3) 要否意見書、知事決定済の診療報酬請求明細書（レセプト）および各給付要否意見書等の検討を通じ、気付いた点を担当現業員に知らせ、決定実施を誤りなく行なわせること。
- (4) 要否意見書等の検討に際し不審の点がみられ、指定医療機関について照会しても、その点から単独としている場合には、現業員の実態把握状況を聽取したうえ病状等について、福祉事務所長の名において当該患者の健康状態を実地に調査するか、又はその者について直接診察を行なう必要がある。同時に、医学的見地から病状等について実地確認の必要があるので、現業員等から要請のあつたときは、実地調査を行ない主治医の意見を聴取し、あるいは育養等についての指導を行なうことが必要である。
- (5) 現業員に対する医療の基礎知識の付与
現業員が、保護の実施についての種々の調査、訪問活動をするに当たつては、医学的基礎知識を持っている必要があり、また、一方において窓口における受付、面接等の事務的知識を必要とするのであるから、嘱託医は平素から折にふれて、この面に関する知識を開業職員に与えて保護の実施に寄与することが期待される。その方法には種々あるが、余りに専門的事項に亘っても難解であり、単なる理論でも実際に役立たぬから、なるべく実際に即した判りやすい

方法を考えらび、例えば管内における主要疾病についてその特徴を説明するなど、身近かな事項から指導を行なうことのが適当である。

- (6) 診療報酬請求明細書の検討を通じ指定医療機関毎の診療傾向を把握し、必要に応じ県本庁主管課等へ連絡すること、および、県本庁主管課が実施する指定医療機関の指導に協力する。

7 経理事務担当者

生活保護制度は基本的には経済給付を目的とした制度であるから、端的にいえばその事務の内容は保護の決定に基づいて被保護者に金品を支給することである。

そこで正當に決定された保護金品を、機関の責任において被保護者に手渡すという事務を、間違いなく合理的に行なうことが最も重要な仕事である。直接この事務処理に当たるのが経理事務担当者である。経理事務を担当する者は、この点を自覚してこの事務に精通し、的確、迅速な処理に当たらなければならぬ。しかしながら職員が当該事務に精通しているからといって、保護費支給手続に関する一連の事務処理を、この特定一職員に委せるシステムでは組織上問題を生ずるおそれなしとしない。経理事務に適確を期するためには、組織内部においてつねに相互けん制による審査機能が十分働くよう事務組織が組み立てられていることが必須要件である。

経理事務の内容は次のとおりである。

(1) 保護費支給事務

ア 保護決定調書に基づき決定された扶助額の内容を審査し保護金品支給台帳に記入する。

イ 保護金品支給台帳に基づき保護費支給明細書を作成する。

ウ 保護費支給台帳による支給総額を計算し、支出事務手続となる（郡部事務所においては各町村長について資金前渡手続をする）。

エ 被保護者からあらかじめ登録させてある印鑑であるかどうかを確認し、受領印をとって、被保護者に保護費を支給する（事務所窓口支給の場合）。

才 精算事務手続をとる。

注：支給事務については、地方公共団体の財務規則等により、また、市出納室が直接受理支払う方法、福祉事務所長が資金前渡を受けて支払う方法、金銭機関に委託して支払う方法（支払委託方式・口座払方式）等各地方公共団体によってその手法は相違しているが、要は認明の責任のもとに被保険者に保険費が確実に支給されることは担保される方法であればよいわけである。
また、事務所窓口払いについては、支給事務は出納員等財務規則上定められた職員にある者が行なうことが原則であり、現業員が支払事務に携わることはきるべきである。

- (2) 施設事務費支出事務
保護施設の長から提出された請求明細の内容を審査し、支出用を作成のうえ、支出事務手続をとる。
- (3) 生活保護費経理事務

ア 予算の令達

保険費予算は、福祉事務所長に令達される。

イ 予算の執行

福祉事務所長は、都道府県知事、市長（町村長）の権限委任をうけて保護の決定、実施にあたるので、予算の執行についても、その範囲内において「補助金等による予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）にいう補助事業者等の職務を行なうものであるから、その点を十分了知のうえ、予算の適正な執行をはかるよう留意すること。

ウ 報告

毎年度生活保護費国庫負担金事業実績報告書を作成するほか、毎月生活保護費経理状況調べを作成する。

(4) 返納徴収金の取扱い

返納徴収金の種類には次のものがある。

法第66条による返還金

法第77条による徵収金

法第78条による徵収金

定額戻入として処理する返納金

一旦支給した保険費を返還させまたは徴収する場合は、それに先だって保険の変更等の行政処分が行なわれ、その理由を明らかにし、被保険者に通知されなければじめて返還額等が確定する。
会計手続としては、返還額等について調定という債権額の確認行為が行なわれ、財務規則の定めるところに従い、被保険者（納入義務者）に納入通知書を送達それにに基づき納入義務者が直終納入することとなる。現業員が訪問した時返還金を預かるとか、被保険者が来所した時に預かり後日納入するといふような不正規の手続によらない方法は事故のもととなり、また公金の正しい取扱いとはいえない。

（参考）事務処理過程図表

福祉事務所職員の職種別の職務内容と新規保険申請に伴う事務処理について、標準的な手順を述べたが、この手続の手順を図表であらわしたもののが過程図表（Process Chart）である。

手続過程図表は、一連の単位業務を図表化してどの段階でいかなる作業を行なうかを表示したものであり、標準的手続過程を説明したり、教育訓練や事務手続改善の用具として活用する。

図1は、多段式過程図表といわれるもので、業務の流れを担当者別に水面上に並んで業務の分担状況、経路、仕事の内容などを表示することに使われる。

図2は、帳票過程図表といわれるもので帳簿、手続書類の動きや、処理過程を示すために使われる。

図1、図2とも新規保険申請に伴う手続過程を示したものである。

以上の過程において査察指導の機能が働くが、複雑、困難な問題をもつケースについては、ケース診断会議にかけて方針を定めることとなる。

エ 新たに保護が開始されたケースについては、保護決定時までに一応の処遇方針を定めることを原則とし、後に新たな事実が発見された場合は、その都度方針を修正することとする。

また、保護継続中のケースについては常に対象者の生活実態を把握し、事態の変化に即して処遇方針を変更して行くこととなる。

なお、長期保護継続ケースについては、処遇方針が僵直化しがちであるが、これを防止するために定期的に処遇方針の点検を行なうことが必要である。

4 処遇方針を立てるための指針

処遇方針をたてるにあたってまず着眼すべき点は、世帯の自立阻害要因は何か、そして、その阻害要因を克服し、世帯の社会的機能を高めるために対象者は何を欲しており、福祉事務所としては何を提供することができるかという点である。そのためには、世帯の状況について十分な理解をもつことが前提となるが、とくに、次の点についてその事情を把握し、これに対する方策を立てることにより、適切なケース処遇の実現に近づくことができるであろう。

- (1) 最低生活の維持に必要な物的条件
- (2) 健康の状態および保育衛生の状態
- (3) 就労条件および就労能力
- (4) 社会的接觸の度合いおよび社会的活動
- (5) 児童に関する問題
- (6) 対象者の感情と行動の適応状態
- (7) 社会資源の活用状況

このような観点から世帯類型別に予想される問題傾向とそれに対する処遇方針を別表に掲げてみた。これを参考にさらに工夫を加えることによって処遇方針の標準的なたて方を考えることが可能となるであろう。

世帯類型別の問題傾向および処遇方策

	予想される問題傾向	処遇方策
老人のいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の悪化 ○健診管理の悪化 ○扶養義務者との疎遠 ○地域社会からの孤立 ○他との協調悪化 ○生き甲斐の喪失 ○生涯的機能の衰退、停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の状況把握と需要の把握 ○状況により施設収容検討 ○状況により家庭奉仕員の派遣 ○扶養義務者の状況把握と関係調整 ○臨時検診による健康状態の把握 ○保健衛生指導 ○社会的活動助長の検討 ○対話による精神不安の除去 = 防災、社会参加 ○雇用条件の再検討 = 高齢者職業紹介等
児童のいる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の悪化 ○健診管理の悪化 ○養育者喪失による家事負担 ○養育計画中心者喪失による取り入込み ○生計の不均衡 (教育費へのくい込み) ○不良化 ○教育上の諸問題 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の状況把握と需要の把握 ○状況により施設収容検討 ○状況により家庭奉仕員派遣または扶養義務者等による引取または扶養 ○公的保険の適用状況検討 (年金、自賄法、特殊教育費他) ○心身状態の把握と適切な措置 ○保健衛生指導 ○教育問題 (高校進学要件の検討他) ○学校、児童相談所、尼童委員との連携
母子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の悪化 ○健診管理の悪化 ○消費生活等の放慢 ○扶養義務者、地域社会との関係悪化 ○生計中心者が喪失による収入減、稼働能力の制限 ○自立意欲の喪失 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の状況把握と需要の把握 ○状況により家庭奉仕員派遣または扶養義務者との関係調整また公的保障の適用状況検討 ○各種貸付資金の活用 ○保健衛生指導 ○稼働問題の排除策検討 ○雇用条件の再検討 (技能修習支援等)

		予想される問題傾向	処遇方策	○稼働可能者に対する就労指導
多子世帯	○生活環境の悪化 ○健診管理の悪化 ○収入・支出の不均衡	○生活環境の状況把握と需要の検討 ○現状により家庭奉仕員派遣 ○各種貸付資金の活用 ○稼働可能因の跡跡質検討 ○雇用条件の再検討 ○保健衛生指導 ○計画出産指導 ○稼働可能者に対する就労指導 ○民生委員等との連携	○生活環境の悪化 ○急情(無気管、氣管) ○心筋(脳梗塞) ○心因の要因 ○心筋(脳梗塞) ○知覚(脳梗塞) ○行(暴力) ○非(暴力) ○和(家庭内) ○不(家庭等) ○近隣 ○現実から漏れ失 ○自立意欲喪失 ○溢筋不履行 ○偏疾、偏疾、偏疾 ○反抗、反抗、反抗 ○中(アルコール、麻薬)	○稼働可能者に対する就労指導 ○生活環境の悪化 ○急情(無気管、氣管) ○心筋(脳梗塞) ○心因の要因 ○心筋(脳梗塞) ○知覚(脳梗塞) ○行(暴力) ○非(暴力) ○和(家庭内) ○不(家庭等) ○近隣 ○現実から漏れ失 ○自立意欲喪失 ○溢筋不履行 ○偏疾、偏疾、偏疾 ○反抗、反抗、反抗 ○中(アルコール、麻薬)
心身障害者のいる世帯	○生活環境の悪化 ○健診管理の悪化 ○性格内向による消極性 ○地域社会からの孤立 ○他の協調悪化 ○自立意欲の喪失 ○生き甲斐の喪失 ○稼働能力の喪失、制限	○生活環境の状況把握と需要の検討 ○状況により施設収容または介護人派遣 ○更生医療または機能回復訓練 ○公的保障の適用状況検討 ○各種貸付資金の活用 ○保健衛生指導 ○社会的活動助長の検討 ○対話による精神不安の除去 ○雇用条件の再検討(雇用安定制度) ○稼働可能者に対する就労指導	○生活環境の状況把握と需要の検討 ○支出額による家計不均衡 ○現状度=疾病意識過剰または現状不思 ○稼働能力の制限 ○自立意欲の喪失=防がる理由 ○に接觸しない	○稼働可能者に対する就労指導 ○生活環境の悪化 ○急情(脳梗塞) ○心筋(脳梗塞) ○心因の要因 ○心筋(脳梗塞) ○知覚(脳梗塞) ○行(暴力) ○非(暴力) ○和(家庭内) ○不(家庭等) ○近隣 ○現実から漏れ失 ○自立意欲喪失 ○溢筋不履行 ○偏疾、偏疾、偏疾 ○反抗、反抗、反抗 ○中(アルコール、麻薬)
高齢者のいる世帯	○生活環境、健診管理の劣悪による機能障害多発 ○医療費(間接的なものを含む)	○生活環境の状況把握と需要の検討 ○主治医との連携による治療促進 ○状況により看護人、看護員派遣 ○状況により施設収容 ○他法、他施設の適用状況検討 ○保健衛生指導、または予防的検査 ○療養指導 ○雇用条件の再検討(とくに回復期)	○生活環境の悪化 ○急情(無気管、氣管) ○心筋(脳梗塞) ○心因の要因 ○心筋(脳梗塞) ○知覚(脳梗塞) ○行(暴力) ○非(暴力) ○和(家庭内) ○不(家庭等) ○近隣 ○現実から漏れ失 ○自立意欲喪失 ○溢筋不履行 ○偏疾、偏疾、偏疾 ○反抗、反抗、反抗 ○中(アルコール、麻薬)	○稼働可能者に対する就労指導 ○生活環境の悪化 ○急情(無気管、氣管) ○心筋(脳梗塞) ○心因の要因 ○心筋(脳梗塞) ○知覚(脳梗塞) ○行(暴力) ○非(暴力) ○和(家庭内) ○不(家庭等) ○近隣 ○現実から漏れ失 ○自立意欲喪失 ○溢筋不履行 ○偏疾、偏疾、偏疾 ○反抗、反抗、反抗 ○中(アルコール、麻薬)

5 就労指導

資産や能力の活用は生活保護法によってはじめて特殊化されたものではなく、人として誰しもが行なうべき生活努力なのであり、かつ、そのことが国民感情であるからこそ、最低生活保障の制度である本法の基礎的な要件とされているものである。

就労指導は、被保護者個々の稼働能力を客観的に判断したうえで行なわなければならない。

現業員が被保護者の稼働能力を主観的に判断し、被保護者に対し、機械的に能力活用要件を強調し、能力をこえるような労働を強いることは行き過ぎであり、制度の運用をあやまらしめるものである。

適切な就労指導により稼働能力を十分に發揮できて生活保護依存の状態から一歩でも自立し社会生活を営むようになることは、被保護者にとって人格的成长であり、これを実現することが生活保護制度の窮屈の目的を実現することとなる。

就労サービスは、本来的には労働行政上の雇用対策制度の充実にまたなければならぬ面が多いので生活保護制度だけの問題ではないが、就労条件の阻害状況は貧困に密接しており、かつ、就労指導は保護の最も基礎的要件の一つである稼働能力の活用にかかるものであることから、自立助長サービスの中心的役割をなすものである。

また、就労指導にあたっては、公共職業安定所等と緊密な連携のもとに推進しなくてはならない。

就労指導上の留意点をつぎに掲げておく。

- (1) 被保護者の年齢、経歴、世帯構成、生理的身体的条件、心的要因等から稼働能力および稼働の機会の有無もしくはその制限されている状態、または稼働意欲をあくまでも個別的に把握し判断すること。
 - (2) 稼働の能力またはその機会が制限されている者に対しては、生産扶助、医療扶助、各種控除制度等、本運用上の配慮を十分に行ない、または技能修得、就労あっせんのために活用できる社会資源を可能な限り活用し、早期に稼働の能力またはその機会の回復をはかること。
 - (3) 傷病者に対する稼働能力の判定とそれにに基づく就労指導の適否は、場合によつてはそのことによって傷病を悪化させ、本来意図したこととは逆に被保護者の自立意欲を阻害することにもなりかねないので、とくに慎重な配慮を要すること。
 - (4) 就労にあたっては、本人の自主性を尊重し、その経験や能力、職種の将来性、給与の額等を勘案して就労先を選択する事が望ましい。しかし、本法のたてまえから職業の選択にあたって本人の自由意思が無制限に許容されるものでないことはいうまでもない。
- また、対象者に単に「働き」という指示をするだけでは就労指導を行なつたとはいひ難い。すなわち、対象者が働く意思をもつてもいわゆる「世間が欲しい」ため、自ら就労先を探し得ない場合が多いので公共職業安定所等からの情報とともに求人者をあつせんする等のサービス提供を行なうことも必要である。

(5) 技能修得または就労にはタイミングが重要なことで、その時期を失しないような配慮のとともに、断片的、一時的な指導に終らないよう、計画的かつ継続的な指導を行なうこと。

- (6) 就労指導は面接により口頭で行なうのが通常であるが、客観的には就労を阻害する条件が認められないにもかかわらず、傷病等を理由に就労を拒否し、または稼働能力を十分に活用しないケースに対しては、必要に応じ文書(検診命令を含む)をもって指示し、さらに事後確認を怠ることなく改正な措置を行なわなければならない。
- (7) 次に掲げるものは就労指導の対象となるであろう。
 - ア 移動年齢層にあって健康でありますながら就労していない者
 - イ 移動年齢層にあって外来治療を受けているが、稼働能力ありますながら就労していない者
 - ウ 身体障害者等で就労についての意欲、能力があると認められる者
 - エ 家事等に從事している者で稼働阻害要因が排除できる見込みのあるもの
 - オ 能力に比して就労日数または収入が客観的にみて少ない者
 - カ 転職、転業により能力活用を十分にはかることの出来る見込みのある者
 - キ その他勤労意欲の乏しい者

6 保健指導

心身の健康は人が社会生活に適応していくための最も基礎的な要素であるので、これを阻害された場合、人は稼働能力をはじめ、社会生活への適応力を制限され、経済的負担の増大とともに相まって貧困を余儀なくされる。傷病という人間の不幸を取り除き、併せて被保護者の自立助長を促進するためには医療扶助の効果的運営により必要にして十分な医療を提供し傷病の早期治療をはかることが、傷病をもつ被保護者に対する制度の第一義的な目標でなければならない。

しかしながら、健康の保持または治癒の促進は被保護者の生活上の義務であり、福祉事務所としてもまだ慢然と患者を医療機関に委託しておくのみで適

切な指導を怠っているのでは、治療効果が上がらないのみならず「傷病を理由として能力活用の努力を回避するような状態の発生を招くおそれなし」としないのである。

また、要保護者の中には傷病のため日常の起居動作に介護を要する者もしくは傷病のために制限を受けた機能の回復訓練を要する者、または傷病予防のため、生活環境や衛生状態に改善指導を要する者等が多いので、要保護者の健康維持増進をはかるために提供すべきサービスの分野で、(他制度と深くかかわりをもつものがある。

住民の保健衛生は本来的には公衆衛生行政の充実により、国民的規範で行なわなければならないものであるが、現実面で特にその二三の高い要保護階層によって推進する必要がある。

そこで、保健指導にあたっては、次の点に留意しなければならない。被保護者のうち、次のような状態にある者は保健指導の対象となること。

ア 慢性指導を要するもの、医療行為は自己管理が可能である場合

○食餌療法、安静療法、投薬、通院(外来の場合)、等医師の指示に対する患者態度が好ましくないケース

○症状の治療に適しない医療機関で受療しているケース

○長期の外来患者で治療の効果がみえず、精密検査または軽医の必要性が認められるケース

イ 衛生指導を要するもの、主に家庭内に在宅する者、高齢者、精神疾患者等

○世帯内に伝染性疾患や精神障害者がいて、同居の家族に予防的措置を要するケース

○食生活の改善指導を要するケース

○住環境の衛生状態の改善指導を要するケース

○妊娠婦の保健または育児上指導を要するケース

○家族計画の指導を要するケース

ウ 介護を要するもの

○老齢、心身の障害、傷病のため日常生活活動の全部または一部が制限されている者で、その者の介護上、家庭奉仕員の派遣または専門的な指導を要するケース

エ ハビ儀能回復訓練を要するもの

○老人、心身の障害者、傷病者で日常生活活動上に制限を受けている機能の回復のために、理学療法、作業療法、職業訓練等を要するケース

○保健指導にあたっては、対象者についての専門的なケース診断が必要となるので、次に示す専門家の参加または意見を求めたうえで、ケースのニードを的確に把握すること。

主治医、看護婦、保健婦(保健所、市町村、学校等、医療社会事業従事者、栄養士、生活改善指導員、母子相談員、家庭衛生員、理学療法士、作業療法士、心理判定員、就職指導促進官等)

指導の実施にあたっては、個別のニードに応じて前記専門家と同行訪問する等常に連携をはかることとともに、指導の実施状況について経過観察と結果の確認を怠らないこと。

指導方法の調整または専門知識の研鑽のために関係課題と定期的に連絡会議を開催すること。

(実例紹介 ○市における保健福祉対策)

本市における近年の生活保護の状況をみると県平均保険率5.16%に対し7.40%と相当高く特に傷病者世帯、老人世帯、老人世帯の要看護ケースが増加する傾向にあり、保健福祉対策はいよいよその重要性を増してきている。

本年度は関係課題との協力体制の強化をはかり、自立可能ケースの指導、要看護ケースの福祉サービス、社会資源の問題的活用を重点的目標として生活保護世帯および保健世帯に対して環境衛生指導、食生活指導、リハビリテーション、疾病的予防指導、家族計画指導等を通じて保健と福祉の増進に努め、疾病と貧困の悪循環を断ち切るための自立支援を目的とする。

資料 3-5 「生活保護の査察指導(試論)」

〈 ケース診断会議とケース研究会の比較 〉

目 的	診 断 会 議	研 究 会
討 議 の 結 論	外遇方針の機関決定の手段 必ず結論を出す。	個人差異をねらいとする集団指導の過程を重んずるので、結論を出すことを危がないこと。(場合によつては、結論がでなくてもよい。)
会 議 結 果 の 記 録	ケース記録 査察指導票	会 議 錄 現業員に順番に行わせることが望ましい。
会 議 の 司 会	査察指導員	全員又は一部参加(ケース診断に必要な範囲でよい。)
会 議 の 司 会 員	員	原則として全員参加
所 長 (専 決 権 者)	医	原則として参考
属 身 附 人 他	嘱 托 者 福 布 指 導 担 当 職 員	ケース内容に応じて参考
参 加 者	福 祉 事 務 所 員	訓練目的によって参加(一般的には、訓練目的を定めて、その関係の専門職員から説明、講義を得る方法の方が時間的にみて効果的である。)
関 係 機 關	児 童 福 祉 司 命 保 障 指 導 員	会議の事前又は事後に連携をとることでよいが、ケースの問題が関係機関の措置を必要とする場合等には、参加を求めることもあります。
	社会福祉施設職員	社会保険事務所職員
	保健所職員	労働基準監督署職員
	教育委員会職員	労働者派遣事業者職員
	村民生保健指導員	労働者派遣事業者職員
	指定医療機関職員	労働者派遣事業者職員
	警察その他の職員	労働者派遣事業者職員

福祉事務所の機能強化をはかることを主たるねらいとしてモデル的に実施している事例「ケース診断要領」を紹介しておくので参考とされたい。

別紙様式(1) ケース診断(世帯) 票

診断年月日	昭和 年 月 日	
福事務所		
地区担当員		
ケース番号	保 護 状 況	世 帯 員 の 状 況
世 帯 の 状 況	開始 昭和 年 月 日 開始 因 現在の続縛理由	氏 名 1 2 3 4 5 続柄 性別 年齢 世帯主
状 況		職業 健康状況
生活用品の所有状況	家庭の広さ 部屋数 庭所 居間 及 び 環 境 衛 生 の 状 況	鉄筋木造平家木造二階簡易耐火 所有 借 自 家 左の費用 10,000円以内 10,001~30,000 30,001~50,000 以上
住宅改修の必要性 目的 雨もり 通風 採光 扇風機 修理費	床室 居間 台 及び 窓 修理 費	その他 の 他
住宅の立地条件 住居地帯 地番 田畠 中 の 他		
排水設備 便器の処理 便器台 の 状 況	水 下水 便器 洗濯 槽 浴槽 浴槽 洗面 台 便器 台 の 状 況	有・無(共用・専用) 有(共用・専用) 無(共用・専用) M
生活の便り 性	学校 医療 施設 市場 職場	Km 時 分
(診断結果)		

世帯類型別の問題傾向及び処遇方策

	老人のみ、又は老人のいる世帯	児童のみ、又は児童のいる世帯	母子世帯	多子世帯
予想される問題・傾向	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の悪化 ○健康管理制度の悪化 ○扶養義務者との疎遠 ○地域社会からの孤立化 ○他との協調悪化 ○生きがいの喪失 ○生産的機能の喪失・停止 ○教育上の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の悪化 ○健康管理の悪化 ○養育者喪失による収入減少 ○生計中心者喪失による収入減 ○生計の不均衡（教育費へのくい込み） ○自立意欲の喪失 ○不良化 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の悪化 ○健康管理の悪化 ○扶養義務者、地政家事自担による収入減 ○扶養義務者との間隔 ○社会との関係悪化 ○他との協調悪化 ○生きがいの喪失 ○移動能力の喪失・制限 ○自立意欲の喪失 ○教育上の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の悪化 ○健康管理の悪化 ○扶養義務者喪失による慢性的な不均衡 ○扶養義務者、地政家事自担による収入減 ○扶養義務者との間隔 ○社会との関係悪化 ○他との協調悪化 ○生きがいの喪失 ○移動能力の喪失・制限 ○自立意欲の喪失 ○教育上の問題

	心身障害者のいる世帯	傷病患者のいる世帯	心的要因のあるもの
予想される問題・傾向	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の悪化 ○健康管理の悪化 ○性格内向による消極性 ○地域社会からの孤絶 ○自立意欲の喪失 ○移動能力の喪失・制限 ○不正行為 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境、健康管理の劣悪による傷病者多発 ○医療費（間接的なもの）支出増による家計不均衡 ○医療費（間接的なもの）家計不均衡 ○自暴自棄 ○社会からの孤立感 ○現実から逃避する意欲 ○自立意欲喪失 ○義務不履行 ○不正受給 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活環境の悪化 ○健康管理の悪化 ○扶養義務者多発 ○医療費（間接的なもの）家計不均衡 ○自暴自棄 ○社会からの孤立感 ○現実から逃避する意欲 ○自立意欲喪失 ○義務不履行 ○不正受給

老人ケース

扶養義務者	扶養状況	介護状況	健 康 管 理	生 活 环 境
○扶養義務者のない 単身老人 ・身元引受人の確 認、民生委員の 協力	○扶養義務者ある 単身老人 ・絶対的扶養義務 者の実態は握 ・相対的扶養義務 者（特別事情の ある者）のは握 ・社保被扶養者酒 用の検討・扶養 義務者近隣への 居住指導	○扶養義務者ある 単身老人 ・絶対的扶養義務 者の実態は握 ・相対的扶養義務 者（特別事情の ある者）のは握 ・社保被扶養者酒 用の検討・扶養 義務者と同居老人 ・相互の情宜関係 の正常化促進	○健診検査の配備 ○保健衛生指導 ○健康管理 ※養取 花具の清潔保持 室内清掃	○家庭の状況、 採光、換気、通 風状況及び衛生 環境 ○家庭の施設設備 の状況 便所、井戸、 水道、風呂、 配電、燈、建具 ○食生活の状況 ○衣服類の状況 ○火災予防策（通 報体制等）
健 康 老 人	○健康状況のは握 既往症、血圧 食欲、便通 すい眠、	○臥床実態のは握 （入院要 否）	○病状は握 （入院要 否）	○臥床の採光、 換気、通風状況 障、奇、病弱 臥床老人

収入等の実態	地域社会との対応	福祉施策
<p>○年金、恩給、扶助料等の受給状況及び認定状況 ○仕送り状況 ○稼働収入の状況 ○家屋、土地、田畠等の活用状況及び財産相続状況</p>	<p>○老人主訴のは疎（老人心理の理解） ○対話による精神不安の除去 ○老人家庭奉仕員、介護人との連携 ○保健婦との連携（情報交換） ○保健委託への初回検討 ○その他福祉的制度への適応の検討</p> <p>○老人クラブへの参加促進 ○地域ボランティア活動促進 ○民生委員活動受入促進</p> <p>○老人社会奉仕団等の友愛訪問等の受入促進</p> <p>○老人福祉センター、憩の家の利用促進 ○近隣、知人との情宣関係の正常化促進 ○日常生活態度の観察</p>	<p>○老人世帯向公営住宅の入居 ○老人家庭奉仕員、介護人との連携 ○保健婦との連携（情報交換） ○保健委託への初回検討 ○その他福祉的制度への適応の検討</p>
<p>○就労実態のは疎 身体的条件との適応性 ○就労のある高齢者無料職業紹介所の利用</p>	<p>○就労実態のは疎 身体的条件との適応性 ○就労のある高齢者無料職業紹介所の利用</p>	<p>○特別養老人ホームの入所検討 ○老人健康診査の受診及び結果の把握</p>
<p>○生活費の管理状況 ・保養費、年金等の受給状況 ・保管、消費方法</p>	<p>○生活費の管理状況 ・保養費、年金等の受給状況 ・保管、消費方法</p>	<p>○特別養老人ホームの入所検討 ○ねたきり老人日常生活用具、給付、貸与検討（浴槽、マットレス、湯沸かし器） ○老人医療費公費負担制度の活用 ○老人性白内障手術要否の検討 ○国民年金法による障害年金 ○裁定の司法管轄の手帳交付及び補装具使用の必要性</p>

<母子ケース>

共通的事項	生別母子世帯	死別母子世帯
<p>○病状は握 (療養、通院指導)</p> <p>○病臓者に対する介護状況と対策</p> <p>○精神面における指導強化</p> <p>○療創可能者に対する検診命令等の要否検討</p> <p>○家庭の状況 (採光、補修等の環境整備)</p> <p>○被服、寝具等の支給要否検討</p> <p>○健っ子対策の検討 (児童館等の厚生施設利用)</p> <p>○母子寮入寮措置の検討 (母子一体の原則)</p> <p>○母子住宅等低家賃住宅の確保の要否検討</p> <p>○子の不良化防止の検討</p> <p>○火災に対する予防策の検討</p>	<p>○就職による転出の子との連絡状況(扶養についての指導の指導)</p> <p>○親子関係についての指導の要否検討</p> <p>○扶養義務者による社保扶養者認定の可否検討</p> <p>○生家との交流関係把握</p> <p>○母子寮入寮措置の検討</p> <p>○健っ子対策の検討 (児童館等の厚生施設利用)</p> <p>○母子寮入寮措置の検討 (母子一体の原則)</p> <p>○母子住宅等低家賃住宅の確保の要否検討</p> <p>○子の不良化防止の検討</p> <p>○火災に対する予防策の検討</p>	<p>○1年超過後の母子加算認定の検討</p>

移動及び収入	福祉施策	地域社会への対応
<p>○健康状態、生活実態、勤務先等から判断して転職についての要否検討</p> <p>○就職可能者に対する就労指導</p> <p>○無稼働者に対する内職指導</p> <p>○稼働阻害原因の排除</p> <p>・保育施設の活用、託児先の開拓の検討</p> <p>・病院老人の介護の検討</p> <p>○收入申告の義務履行指導</p> <p>○勤務先の実態は握</p> <p>○生業費の適用検討</p>	<p>○養育・育成・保健医療の適否検討</p> <p>○恩給法等の支給有無の検討</p> <p>○児童扶養手当法</p> <p>○特別児童扶養手当法</p> <p>○母子福祉資金</p> <p>○寡婦福祉資金</p> <p>・未亡人会小口貸付金</p> <p>○母子福祉短期生活資金</p> <p>○国年定期乗車券割引の活用</p> <p>○児童福祉施設入所の検討</p> <p>○高等学校奨学金制度の検討</p>	<p>○母子団体等への加入促進</p> <p>○児童委員、母子相談員、婦人相談員、児童福祉司との連携</p> <p>○母子相談所、婦人相談所、学校等の活用</p> <p>○保健指導のための保健所の活用</p> <p>○家庭裁判所(養育料、財産関係)の活用検討</p> <p>○就労についての職業安定所の活用検討</p> <p>○近隣等との情宣関係の正常化検討</p>

<障害者ケース>

障害の実態	生活環境	就労	受入実態
○身障手帳、年金証書等の確認 (障害部位、程度〔等級〕) ○補助具支給の状況 〔交付・修理〕 ○更生医療適用の検討、慢性腎疾患 患、心臓疾患 ○精神薄弱の場合 (白痴、病態、ろくな程度のはず) ○性格異常、非行、 その他問題行動	○世帯内における障害者の位置付け及び家族関係の問題 点は握 ○家庭の状況 (採光、換気、通風状況及び衛生環境) ○家屋の從属設備の状況（廻所、井戸水道、風呂、配電、暖房、器具） ○火災予防策 (通報体制等)	○障害の就労に対する家の生活感情上の問題点の把握 ○介護者の要否検討 ○障害者加算（介護料）及びおむ洗濯の特別需要の有無	○年金、恩給等の受給状況は握 ○残存機能のはずと ○移動と補助具の適用 ○否 ○技能修得のための休業補償付 ○更生援助施設の活用 ○雇用促進法、職業安定法、身体障害者雇用促進法、職業訓練法による就業制度の検討 ○自動車運転免許の取得検討
共通的 的事項	○身体障害者に対する家庭の調査 ○介護者の要否検討 ○障害者加算（介護料）及びおむ洗濯の特別需要の有無	○障害の就労に対する家の生活感情上の問題点の把握 ○介護者の要否検討 ○障害者加算（介護料）及びおむ洗濯の特別需要の有無	○年金、恩給等の受給状況は握 ○残存機能のはずと ○移動と補助具の適用 ○否 ○技能修得のための休業補償付 ○更生援助施設の活用 ○雇用促進法、職業安定法、身体障害者雇用促進法、職業訓練法による就業制度の検討 ○自動車運転免許の取得検討
重度 障害 者 そ の 他 者	○身障者に対する家庭の調査 ○介護者の要否検討 ○障害者加算（介護料）及びおむ洗濯の特別需要の有無	○障害の就労に対する家の生活感情上の問題点の把握 ○介護者の要否検討 ○障害者加算（介護料）及びおむ洗濯の特別需要の有無	○年金、恩給等の受給状況は握 ○残存機能のはずと ○移動と補助具の適用 ○否 ○技能修得のための休業補償付 ○更生援助施設の活用 ○雇用促進法、職業安定法、身体障害者雇用促進法、職業訓練法による就業制度の検討 ○自動車運転免許の取得検討

地域社会との対応	施設入所	福祉施策
○身体障害者団体の加入促進 ○近隣、知人と的情宣関係の正常化検討 ○民生委員、身体障害者医療相談員、福祉司員、精神薄弱者相談員等の連携 ○会話をによる精神不安の除去 ○身障者地域活動の育成 （点字、手話等の講習会 義肢装着訓練） ○盲婦人家庭生活訓練事業 参加 ○音声機能障害者発声訓練 事業参加 ○ろうあ若日曜教室事業参加 ○母子保育キャンプ参加 ○国の受講参加	○身体障害者更生援護施設の入所検討 ○肢体不自由者更生施設 失明者更生施設 ○内部障害者更生施設 ○身体障害者取扱産施設 ○心身障害児看護合施設（コロニー） ○精神薄弱者更生援護施設 （施設入所中の連携 出身世帯との連携）	○公営住宅の優先入居検討 ○身障手帳の交付及び補助 器具の交付、修理要否検討 ○巡回更生相談の配慮 ○児童福祉法による福祉措置の検討 ○精神薄弱者福祉法による福祉措置の検討 ○被験病若特別援助法による福祉措置の検討 ○精神衛生法による措置検討 ○他制度による福祉措置の活用検討 （旅客運賃割引、NHK受信料減免、 受金の貸付等） ○盲学校への就学検討 ○小児がん治療入院資金貸付利 用の検討 ○用の検討 ○身体障害者福祉施設内医療 ○利子付精神弱者祭費の検討 ○手語通訳設置事業の検討 ○重度身体障害者更生援護施設の運営 ○重度身体障害者長産施設 ○教諭施設 ○国立保養所
○身障手帳、年金証書等の確認 (障害部位、程度〔等級〕) ○補助具支給の状況 〔交付・修理〕 ○更生医療適用の検討、慢性腎疾患 患、心臓疾患 ○精神薄弱の場合 (白痴、病態、ろくな程度のはず) ○性格異常、非行、 その他問題行動	○家庭の状況 (採光、換気、通風環境) ○家屋の從属設備の状況（廻所、井戸水道、風呂、配電、暖房、器具） ○火災予防策 (通報体制等)	○年金、恩給等の受給状況は握 ○残存機能のはずと ○移動と補助具の適用 ○否 ○技能修得のための休業補償付 ○更生援助施設の活用 ○雇用促進法、職業安定法、身体障害者雇用促進法、職業訓練法による就業制度の検討 ○自動車運転免許の取得検討
共通的 的事項	○身障者に対する家庭の調査 ○介護者の要否検討 ○障害者加算（介護料）及びおむ洗濯の特別需要の有無	○年金、恩給等の受給状況は握 ○残存機能のはずと ○移動と補助具の適用 ○否 ○技能修得のための休業補償付 ○更生援助施設の活用 ○雇用促進法、職業安定法、身体障害者雇用促進法、職業訓練法による就業制度の検討 ○自動車運転免許の取得検討
重度 障害 者 そ の 他 者	○身障者に対する家庭の調査 ○介護者の要否検討 ○障害者加算（介護料）及びおむ洗濯の特別需要の有無	○年金、恩給等の受給状況は握 ○残存機能のはずと ○移動と補助具の適用 ○否 ○技能修得のための休業補償付 ○更生援助施設の活用 ○雇用促進法、職業安定法、身体障害者雇用促進法、職業訓練法による就業制度の検討 ○自動車運転免許の取得検討

ケース記録

ケース記録は、被保護世帯の実状を明らかにし、保護決定の根拠を示す基礎資料として、その世帯の実態（家族構成、経歴、生活実態、病状等）をはじめ、訪問調査活動結果や指導指示の内容、今後の処遇方針等その世帯に関する重要な事項を記録する極めて重要な性格を有するものである。

このため、ケース記録は一般的に保護の開始から現在に至るまでの処遇の経過が明確に把握でき、その後のケース処遇に役立つような記録が良い記録といわれている。

しかし、実際にケース記録を書くとなると、何を、どのような表現で、どの程度に記録すべきかということが新任ケースワーカーの切実な悩みとなっているので、ケース記録の目的及び標準的、実務的な書き方等について、その概要を述べることとする。

(1) ケース記録の目的

ケース記録の主たる目的としては、

- ① 保護の適格性の根拠を客観的に明らかにする。
- ② 被保護者の自立助長等を図るために、一貫性のある的確な処遇に役立たせる。
- ③ ケースワーカーの日常業務の公的報告書となる。
- ④ 査察指導の基礎的資料となる。
- ⑤ 不服申立て等があつた場合の重要な根拠資料となる。

等が考えられる。

このうち、①は保護の受給資格、保護の程度及びその決定の根拠が、法令、保護の実施要領等に照らして適合するかどうかを立証するものあり、②は被保護者の社会適応への可能性等を導き出し、これを助長する観点から処遇上の詰問題、処遇方針及びこれに基づく取扱い過程を明らかにするものである。

資料 3-6 「指導監査からみた生活保護の実務」

また、③、④及び⑤は記録されることによって、その後のケース処遇及び行政的運営に利便が図られる効果を有するものである。

(2) 記録の方式

ケース記録の方式としては、保護の相談申請段階から決定に至るまでのいわゆる開始記録については項目別記録としてまとめ、保護決定以降の記録は年月日順に記録するのが通例である。

この年月日順に記録する時系列式記録は、その日に把握した事実を直ちに記録し、その事実を把握した時期を確認するのに便利であるのに対し、項目別記録は項目ごとにまとまった事実を把握することができ、保護の決定実施の根拠を理解するのに便利である。

このような特性をいかして、一般的に各福祉事務所とも両者を併用しているが、保護歴が長く、しかも変化のあるケースのような場合には、過去の経過を振り返り、反省の材料とし、今後の処遇方針を確認する等のために、2～3年に1度は要約記録を行うこと望ましい。

また、この要約記録をケースワーカーの配置換等、ケース引継ぎ時に用いることには、後任者が速やかに経過や問題点を把握しやすいという利点もあり、これを積極的に取り入れ、効果を挙げている福祉事務所もある。

なお、監査を通じてみると、要約記録を作成するシステムがまだ確立していないため、保護歴の長いケースを多く担当しているケースワーカーや新任ケースワーカーは各ケースの生活歴の把握等に非常に苦慮している実態が受けられるので、このような福祉事務所にあつては、要約記録の作成について前向きに検討してほしいものである。

式化をしている例である。

(3) 記録する事項

次のような場合は必ず所要事項を記録する必要がある。

- ① 保護の開始、変更、停廃止を行ったとき。
- ② 家庭を訪問したとき。
- ③ 関係機関等を訪問したとき。(病院、勤務先、職業安定所、扶養義務者宅等)
- ④ 処遇方針を変更したとき。
- ⑤ 生活状況に大きな変化があったとき。(世帯員の転入、転出、出生、死亡、入院、退院、就職、転職、失業等)
- ⑥ 重要な指導指示又は措置を行ったとき。(就労指導、療養指導、検診命令、自動車処分指導、63条・78条適用、施設入所措置等)
- ⑦ その他重要な問題が生じたとき。

なお、これら以外にも、例えば、ケースの大きな悩み事や将来の希望等で、福祉事務所として助言、指導、援助を行う必要がある事項等についても記録にとどめるべきである。

(4) 記録の要領

ケース記録の基本は、いつ、どこで、誰と、何の目的で、何を話すか、その結果どのような指導(措置)を行ったかを明確にすることである。これは一般的に記録の原則5W1H (when, where, who, why, what, how) と言われている。ケースワーカーは常にこの原則を念頭におきながら次のような点に留意して記録する必要がある。

- ① 各項目に見出しを付けること。
通常は5W1Hの原則により、次のような型をとる。
ア 訪問記録の見出し

事例紹介

[事例5-5、5-6] は、ケースの要約を簡潔に行うため、

(例1)

(何時) 11月15日	(どこで) 家庭訪問	(誰と) 主と面接
	(1) 主の就労可否について	
	(2) 妻の病状について	

(例2)

(何時) 11月15日	(何故・何を) 主の就労援助について (どこで) (誰と) 主と面接
	(1) 家庭訪問
	(2) 民委訪問

- (注意) ① 例1、例2のいずれの型をとるかは、記録の内容等から判断する。
 ② 生活状況の情況描写については、簡潔明瞭な記録にする。

イ 民生委員談等の見出し
 もっぱら相手方の言った事柄の要旨をそのまま記録する場合には、(民委談)とか(〇〇の申し立て)と見出しが付し、事実を記載する。また、会話のやりとりの結果について、判断を交えて記録する場合には、(〇〇と面接)と見出しが付し、以下

判断を交じえた事実を記載する。

ウ 経過記録の日付のつけ方

- 訪問調査した場合は、訪問日を記入し、冒頭に訪問目的を簡潔に記載する。

- 電話・文書等である事実を知った場合は、その事実を知った日を記入する。

- ② 記録は出来る限り箇条書きとし、簡潔に記述すること。
 記録は必要なもの全てが書かれていいなければならないと同時に簡潔に表現して読みやすくなればならない。簡潔な記録の方法の一つとして、調査によって得られた実態の内容が複数の場合は、流し書きにせず、その内容毎に整理して箇条書きにすると解り易いし文章の構成力が簡潔になり、ケースワーカーの負担も軽減される。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(1) 家庭訪問 主の母に面接
	主は民委のすすめにより昨日から町内のA氏(大工)のところでの仕事を始めた。A氏は当世帯のことをよく知っているので安心している。仕事の内容や賃金など詳しくは、直接A氏に聞いて欲しいこと。
	なお、収入申告書及び給与証明書を交付し、その説明を行った。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(1) 家庭訪問 主の母に面接
	主は民委のすすめにより昨日から町内のA氏(大工)のところでの仕事を始めた。A氏は当世帯のことをよく知っているので安心している。仕事の内容や賃金など詳しくは、直接A氏に聞いて欲しいこと。
	なお、収入申告書及び給与証明書を交付し、その説明を行った。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

8月10日	主の就労開始
	(2) 訪問 A氏談
	1 主の性格も一応知っており、大工見習の経験もあるので、うまく使ってみたい。
	2 Bゴルフ場懇の現場で、大工仲間5~6人共同で請け負った仕事をしてもらっている。賃金は日額〇〇〇円、支払いは月末である。

(例)

<tbl

(処遇方針)	
1	主の就労条件に適していると思われるので、A氏のところで就労を続けるよう指導する。
2	収入認定については就労日数を調査の上賃金支払日を考慮し9月に計上する。

(例 1)

長男の稼動について、保護開始後、継続して指導を行ってきたところであるが、長男は主（母）や姉達に極めて大切に育てられたため、未然と甘さがあり、就職しても長続きしていない状況にある。

※解説
この記録は、どこまでが事実の報告で、どこまでワーカーの意見か不明な記録である。（もともと、具体的な事実の記録がないと言える。）

(例 2)

長男（24歳）の稼働について、保護開始後、継続して指導を行い、法第27条の文書指導をしたところである。その結果の就労について前ケース記録にある通り、現在まで5つの職場に就労した。その中で一番長く仕事を続けたのは1か月である。3日～1週間で退職あるいは退職せられている状況にある。なお、長男の職歴については、生活歴にあるとおり、高校卒業後、病弱を理由に稼働していない。……具体的な事実

長男は年令相応に見えず、まだ十代の感じの幼なさを残した顔をしている。これは4女1男の家庭の末子として育ち、しかも、末の姉とは7歳遅いの子であり、長男が3歳の時に父に死別し、主（母）、始対に極めて大切に育てられたため未然と甘さを残したまま成長したものと思われる。このことはおもに長男との日常の関係においても、主が長男の行動を常に察さくし幼児を注意するよう話しかりすることからも窺われる。……担当員の所見

(5) 情報の出所は明確にすること。

ケース記録には多種多様な情報が盛り込まれているが、その情報がいつ、どこから（誰から）得られたものであるか明記していく必要がある。

(例 1 参照。)

しかし、保護の決定実施においては、具体的な事実のみが全てではない。注意深く又は専門的な眼で見たケースワーカーの意見、書き方によつてはどこまでが事実で、どこまでが意見なのか判別が難かしくなり、担当者の記録に疑惑を生じることになる場合もある。(例 1 参照。)

この場合、(所見)、(意見)等の見出しをつけ別記するよ
心掛けるべきである。(例 2 参照。)
この記録だけで当該家庭の実態調査をしたものとしたら、すべて相手方の主張